

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	Ⅱ-4-委託事項5-再委託 -④再委託の有無	(新規追加)	再委託する	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当)
令和3年3月8日	Ⅱ-4-委託事項5-再委託 -⑤再委託の許諾方法	(新規追加)	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当)

令和3年3月8日	Ⅱ-4-委託事項5-再委託 -⑥再委託事項	(新規追加)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの (重要な変更該当)
令和3年3月8日	(別添1)ファイル記録項目	(1)国民健康保険宛名情報 宛番号 世帯番号 氏名 生年月日 性別 続柄 住民区分 住民日 住民届出日 現住所情報 転入元住所 転入先住所 送付先情報 連絡先情報 口座情報 世帯構成情報	(1)国民健康保険宛名情報 宛番号 世帯番号 氏名 生年月日 性別 続柄 住民区分 住民日 住民届出日 現住所情報 転入元住所 転入先住所 送付先情報 連絡先情報 口座情報 世帯構成情報	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの (重要な変更該当)

		<p>(2) 国民健康保険資格情報 記号番号 資格得喪日 適用開始・終了日 一般・退職資格情報 擬制世帯区分 施設入所情報 保険証種別情報 旧国保被保険者情報 世帯主資格区分 世帯主開始届出日 世帯主開始事由コード 世帯主終了日 世帯主終了届出日 加入日 加入届出日 加入事由コード 老健区分 老健該当日 証発行日 (以下、変更のない部分省略)</p>	<p>(2) 国民健康保険資格情報 記号番号 資格得喪日 適用開始・終了日 一般・退職資格情報 擬制世帯区分 施設入所情報 保険証種別情報 旧国保被保険者情報 世帯主資格区分 世帯主開始届出日 世帯主開始事由コード 世帯主終了日 世帯主終了届出日 加入日 加入届出日 加入事由コード 老健区分 老健該当日 証発行日</p>		
--	--	--	--	--	--

			<p>○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに 付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または 治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日 <p>(以下、変更のない部分省略)</p>		
--	--	--	--	--	--

<p>令和3年3月8日</p>	<p>Ⅲ-3-リスク2-ユーザ認証の管理-具体的な管理方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国保システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザが国保システム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザが国保システム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。 ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	<p>事前</p>	<p>オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの (重要な変更該当)</p>
-----------------	-----------------------------------	--	--	-----------	---

<p>令和3年3月8日</p>	<p>Ⅲ-3-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除は再度パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。 ・特定個人情報が表示された端末画面のハードコピーの取得は国保事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・ユーザIDとともに、国保システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。 ・ログファイルを定期的に検査し、不正な利用が行われていないか監査を行うことで抑止を図る。 ・電子記憶媒体へのデータ書き出しについては、端末を特定し、情報システム管理者のもとで実施し、アクセス記録をログとして保管している。 ・窓口からののぞき見ができない場所・向きに端末を設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除は再度パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。 ・特定個人情報が表示された端末画面のハードコピーの取得は国保事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・ユーザID及び国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)が記録され、ログとして保管している。国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 ・情報システム管理者は、ログファイルを定期的に検査し、又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・電子記憶媒体へのデータ書き出しについては、端末を特定し、情報システム管理者のもとで実施し、アクセス記録をログとして保管している。 ・窓口からののぞき見ができない場所・向きに端末を設置している。 	<p>事前</p>	<p>オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更該当)</p>
-----------------	--	--	---	-----------	--

<p>令和3年3月8日</p>	<p>Ⅲ-4-リスク再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保- 具体的な方法</p>	<p>許可のない再委託は禁止している。再委託先においても、一次委託先と同様の措置を義務付ける。</p>	<p>許可のない再委託は禁止している。 再委託先においても、一次委託先と同様の措置を義務付ける。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化 etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	<p>事前</p>	<p>オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの (重要な変更)に該当)</p>
<p>令和3年3月8日</p>	<p>Ⅲ-4-リスク特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託にかかる業務実施体制の提出を義務付けている。 ・国保システムの保守運用委託に関しては、作業場所を庁舎施設内に限定している。また、庁舎施設外で作業を行う場合、その作業場所の安全対策は庁舎施設内で作業を行うときと同等のものを確保しなければならない。また、契約書添付の仕様書にて奈良市情報セキュリティポリシーを遵守することを明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託にかかる業務実施体制の提出を義務付けている。 ・国保システムの保守運用委託に関しては、作業場所を庁舎施設内に限定している。また、庁舎施設外で作業を行う場合、その作業場所の安全対策は庁舎施設内で作業を行うときと同等のものを確保しなければならない。また、契約書添付の仕様書にて奈良市情報セキュリティポリシーを遵守することを明記している。 	<p>事前</p>	<p>オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの (重要な変更)に該当)</p>

		<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムを奈良県市町村会館5階国保連合会サーバー室に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 	<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保総合(国保集約)システムを奈良県市町村会館5階国保連合会サーバー室に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 		

			<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 		
令和3年3月8日	Ⅲ-7-1 リスク-特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>(技術的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。 ・ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 ・定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 ・侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 ・職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。 	<p>(技術的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。 ・ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 ・定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 ・侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 ・職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。 	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更は該当)

		<p>・国保総合PCにおける指直</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムと情報を連携する 場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはバッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 <p>(物理的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置により入退室管理を行っている。 ・個人情報を含む書類については、鍵のかかる書庫で保管している。 ・紙資料等については文書取扱規程に基づいて、保存年限経過後は、個人情報の流出がないよう適切な方法により廃棄処分している。 	<p>・国保総合PCにおける指直</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムと情報を連携する 場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはバッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 <p>(物理的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置により入退室管理を行っている。 ・個人情報を含む書類については、鍵のかかる書庫で保管している。 ・紙資料等については文書取扱規程に基づいて、保存年限経過後は、個人情報の流出がないよう適切な方法により廃棄処分している。 		
--	--	--	--	--	--

			<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 		
令和3年3月8日	Ⅲ-9-従業員に対する教育・啓発—具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護条例等に関する研修を行っていく。違反行為があった場合は懲戒処分の対象ともなる。 ・国保総合(国保集約)システムに関して、委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護条例等に関する研修を行っていく(研修未受講者に対しては、再受講の機会を付与)。違反行為があった場合は懲戒処分の対象ともなる。 ・国保総合(国保集約)システムに関して、委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更該当)

令和3年3月8日	Ⅲ－10. その他のリスク対策	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(サーバ室の入退室管理は生体認証による 等)、ITリテラシの高い運用担当者を配置することによるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者を配置することによる均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(サーバ室の入退室管理は生体認証による 等)、ITリテラシの高い運用担当者を配置することによるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者を配置することによる均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更該当)
令和3年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない